

知的財産事例

漆工芸大下香仙株式会社

2代にわたり受け継がれる商標が、蒔絵の伝統と革新を示す海外展開や事業承継を契機とした商標の取得・活用

事業内容

1894年創業、2022年法人化
漆・蒔絵の技術を活用したアクセサリー等の製造・販売

知的財産権と内容

商標第6328530号	Classic Ko
商標第5836689号	Classic Ko\香

(2024年8月現在)

代表取締役 大下 正之さん

ACTIVITIES & ACQUISITION IS INTELLECTUAL DATA



伝統を継承する工房の中で 新たな「蒔絵」の価値を創造

当社は伝統工芸である漆・蒔絵の技術を活用したアクセサリー等の製造・販売を営んでいる。初代・大下雪香氏は漆器の名産地である山中に生まれ、金沢で加賀蒔絵の大家・五十嵐道甫流^{いがらしどうほ}の蒔絵を習得。その高い蒔絵技術を故郷に伝えるべく、弟子をとりながらオーダーメイド作品の制作を行った。その後、戦争や工業化等、時代に応じた事業の変遷を経て、現代表の義父である4代目が「手仕事を受け継ぎたい」と蒔絵師への道を決意した。5代目となる大下正之（香征）現代表は、元々グラフィックデザイナーとして活動していたところ、4代目のご息女との結婚を機に工房へ弟子入り。元々何かを手づくりする仕事に就きたいと考えていたこともあり、蒔絵が使われる製品として代表的な茶器や和装小物の制作をはじめ、精力的に取り組んだ。加えて、HPをきっかけに国内外から万年筆の蒔絵付けの注文を受け、様々な柄の万年筆も制作していたが、仕入や在庫等の課題を多く抱えていた。そのような中、自分たちで新たな蒔絵の価値を創造したいと考え、始めたのが現在の主力製品であるアクセサリーの製造・販売であった。それから今日まで、従来のスタイルに捉われない革新的な蒔絵の形を追求し続けている。

普遍的な言葉と雅号を組み合わせた 独自の商標を取得

商標『Classic 香（クラシック コー）』は、4代目が経営に携わっていた頃、大下現代表が手続きを担当し取得したもの。アクセサリーをはじめとする当社のブランド名として使用していた。“時代に左右されない”や“一流の”という意味をもつ「Classic」に、代々雅号の中に継承されてきた「香（こう）」を組み合わせ、オリジナリティが感じられる名称に仕上げた。元々は別のブランド名を検討していたが、既にその商標を取得している企業があると知ったことで、知財を意識するきっかけになったという大下代表。そのため、新たな名称を模索する上では重複するネーミングがないかを丁寧に調査した。そしてアクセサリーの製造・販売が軌道に乗り始めた頃、改めて商標を取得したいとISICO（石川県産業創出支援機構）を訪ねたそうだ。書類作成や手続き自体は大下代表自ら担当したが、ISICOで紹介された弁理士から、内容の添削や名称に関するアドバイスなど、きめ細やかなサポートを受けた。結果、無事に商標を取得でき、2度目の商標取得についてもその経験が活かされ、スムーズに進めることができたという。

中国での商標取得が事業承継の一環に

国内に留まらず、中国でも商標を取得している当社。取得のきっかけは、展示会で日本文化を自国に紹介する窓口を担う中国人の担当者を知り合い、新たな取引

の可能性が見出されたこと。そこで改めてISICOに相談したところ、模倣等を防ぐため、中国での活動前に国際商標の取得を勧められたという。中国での商標取得にあたっては「国内商標の見直し」も実施。というのも、当社では既に国内で商標を取得していた『Classic 香』ではなく、新たにブランド名として使用し始めていた『Classic Ko』を中国でも使用したいと考えていたからだ。しかし、国際商標を申請するには、国内で同商標を取得済み、または出願中であることが条件であると知り、『Classic Ko』について、国内での商標出願と並行して国際商標出願に取り組んだ。通常の商標出願に比べると時間や費用は発生したものの、知財の棚卸しとして良い機会となったという。

時間や費用はかかったが 専門家のサポートで得るものも大きかった



知財取得は初めての試みだったからこそ、はじめは知識や情報を得るために様々な調査が必要となり、そのための費用や時間を要したという大下代表。しかし、専門家の助けもあって順を追って進められたことから、

特に国内での商標取得にはあまり不安は感じなかったそうだ。また、中国での商標出願の際にはまだ法人化しておらず個人事業主として取得したため、補助金の対象外となり利用できないという問題もあったが、その分迅速に動くことができた。

知財取得を目指す経営者へのメッセージ



「知財を取得することで、見えてくるものはたくさんある」と大下代表は話す。「知財を取得する前よりも取得した後の方が商標の大切さや、存在を実感している。少なくとも当社においては、リスクから解放されたという安心感に繋がった」と。

また、「会社として、もう一歩先に行ける可能性を見出すきっかけにもなる」とも併せて語った。「事業者によって方針は異なると思うが、この機会に取ってみようかな、とチャレンジする心が会社の将来を変えることもある。特に商標は比較的挑戦しやすいと思うので、ぜひ検討してみてください」と続けた。



レーベルごとに異なる蒔絵の個性が活かされたアクセサリ（こちらはFlorale Label）



伝統と細やかな手仕事を感じさせる『Classic Ko』の工房の様子



知的財産活用のポイント

伝統工芸を広めたいという熱意と 人の輪を大切に作る姿勢

アーティストは個人名をブランド名にするケースも多いが、当社の場合はあくまでも“チーム”としての活動を考えていたことが『Classic Ko』の誕生に繋がった。大下代表はワークショップ等も積極的に開催しており、人との関わり合いを通じ

伝統工芸の魅力がさらに多くの人々に伝われば、と考えている。そういった人の輪を大切に作る姿勢と、従来の蒔絵に対する「古いもの、というイメージを変えたい」との思い、自ら調査を行い専門家を訪ねる行動力が、商標取得にも活かされた。カタログギフトや通販雑誌に掲載されるなど、広く人の目に触れるところに作品が掲載される上で、商標は当社“チーム”の独創性を守る意味でも大きな存在となっているという。

COMPANY DATA

取材：2024年8月

企業名：漆工芸大下香仙株式会社 所在地：石川県加賀市二子塚町103-2 電話番号：0761-77-5250

URL：<http://www.classic-ko.jp/> 創業：1894年（2022年法人化） 資本金：300万円 従業員：4名

